令和5年度スポーツ活動等普及奨励助成事業募集要項

(社会教育活動、文化活動への助成)

公益財団法人スポーツ安全協会

■助成の目的:我が国におけるスポーツ活動等(スポーツ活動及び社会教育活動、 文化活動)の普及奨励を図ることを目的とする。

■助成対象事業及び助成金額:

- 不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的に実施する次の事業 を助成対象事業とする。
 - ① 実施規模

全国、ブロック又は県内単位で実施する社会教育活動、文化活動の振興に資する事業 (スポーツ活動を除く)

② 事業内容 大会、交流会、研修会、セミナー、コンクール、発表会等

- ※ 次の活動は対象外となります。
 - ・特定の企業名等が活動名についているもの ・営利を目的とするもの
 - ・宗教的、政治的な宣伝意図のあるもの ・個人又は一流派、一会派等のみで行うもの
 - ・練習、合宿等日常活動として行われるもの ・個人的資格取得講習会として行われるもの
- 助成金額は、次のとおりとする。
 - 全国事業
 - …1 事業上限 100 万円 助成率 50%以内
 - ② ブロック、県内単位事業
 - …1 事業上限 50 万円 助成率 50%以内
 - ※ 助成金交付申請額は査定(減額)されることがあります。
 - ※ 助成の対象なる経費は、活動の実施に直接要する経費です。 なお、次のようなものは該当しません。
 - ・活動に関連する懇親会、パーティー等の経費
 - ・団体運営のための日常的経費(恒常的な設備費、備品費、給与等)ほか

■助成対象者:社会教育、文化関係団体等

※団体には、社団・財団等の公益法人、地方公共団体を含みます。

■応募方法:

- 本会所定の別添助成金交付申請書 (様式第1号) をダウンロードし、必要事項をできるだけ詳しく記入の上、関係資料(申請する事業の実績が確認できる資料(報告書、決算書等))を添えて本会宛(下段提出先)に提出のこと。提出する助成金交付申請書(様式第1号)のうち、「別添①事業計画書」及び「別添②事業予算書」については Word 形式とすること。なお、申請書、関係資料については、PDF 可。
- 申請書等の提出は、メールで提出すること。(郵送不可) 送信メールの題名は、「【団体名】令和5年度スポーツ活動等普及助成事業申請 (文化活動等)」とすること。
- 令和 5 年度事業の応募締め切りは**令和 5 年 7 月 14 日 (金) 必着 16 時**
- 応募(申請)は、1団体1事業とする。

■助成対象(事業実施)期間:

令和5年8月1日から令和6年3月10日までに実施される活動

■選定方法:本会審査委員会で審査の上、決定する。

■助成期間終了までの流れ:

- 応募受付期間:令和5年6月21日(水)から令和5年7月14日(金)16時
- 助成対象事業及び助成金の決定・通知:令和5年7月下旬
- 助成事業の開始:令和5年8月1日から
- 助成金の交付:令和5年8月下旬から9月中旬
- 実績報告書(様式第2号)の提出:実績報告書(様式第2号)をダウンロード し、必要事項を記載の上、関係資料(開催要項、パンフレット、ポスター等) を添えて本会宛(下段提出先)に提出のこと。
 - 提出する実績報告書(様式第2号)のうち「別添③事業報告書」及び「別添④ 事業決算書」については Word 形式とすること。なお、報告書、関係資料については、PDF 可。
- 実績報告書等の提出は、メールで提出すること。

送信メールの題名は、「【団体名】令和5年度スポーツ活動等普及助成事業実績報告(文化活動等)」とすること。

● 実績報告書 (様式第2号) の提出:事業終了後30日以内若しくは翌年度4月 10日のいずれか早い日(厳守)

■留意事項:

- 申請書の返却及び審査の経緯や結果についての問合せは、受付けない。
- 次の事項に該当する場合、助成金の全額又は一部を返還しなければならない。
 - ① 対象事業を中止又は廃止した場合
 - ② 報告書の提出を怠った場合
 - ③ 提出書類に虚偽の記述を行った場合
 - ④ 決算で助成率が50%を超えた場合
 - ⑤ 決算で剰余金が生じた場合
- 助成対象に採択された事業は、その開催要項、看板、プログラム等に<u>『公益財団法人スポーツ安全協会スポーツ活動等普及奨励助成事業』</u>である旨を明示しなければならない。

また、大会等プログラムを作成する場合は、本会広告データ (CD) を使用して「スポーツ安全保険」の広告を掲出すると共に、大会等ホームページに「スポーツ安全保険」のバナーを貼付すること。

- 参加者の安心・安全な活動への配慮として、スポーツ安全保険を推奨するなど 必要に応じて適切な保険に加入すること。
- 事業の視察や調査、本助成に関するヒアリング等を行う場合、あるいは、成果の普及や情報発信などについて、当協会から依頼や指示を受けた場合は協力すること。

■個人情報の取扱い等:

- 提出書類に記載の個人情報は、業務遂行上必要な範囲内で取扱う。
- 助成決定団体、事業名及び助成金額を本会ホームページで公表する。
- ■関係書類提出先:公益財団法人スポーツ安全協会

E-mail: josei@spoan.or.jp

■担 当: 公益財団法人スポーツ安全協会 黒澤

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-6-11 西新橋光和ビル8階

Tel: 090 (7261) 6744 (平日 10 時~16 時)